

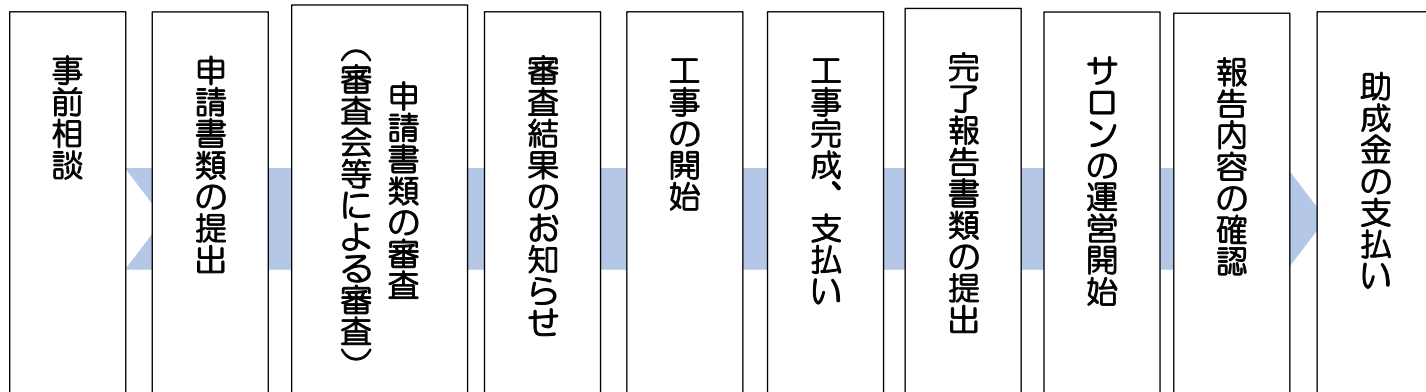
制度4. 地域サロン改修助成金

～地域サロン改修助成金とは～

高崎市では、自治会、町内会等の地域社会の活性化を図るため、高齢者同士の集まりや小さな子どもを持つ家族の交流の場として気軽に利用できるサロンの運営を目的として改修する場合に、改修費用の一部を**予算の範囲内**で助成します。

地域サロンについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 本助成金における地域サロンとは、次のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 営利を目的とした活動でないもの ・ 地域の住民同士の交流機会等の確保に寄与すると見込まれるもの ・ 公益を害するおそれがなく、公序良俗に反しないもの
助成を受けられる空き家 ※右記要件をすべて満たすこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 高崎市内に存し、住居として利用されていた建築物であること ● 1年以上居住その他の使用がなされていないことを確認できる空き家等であること
助成を受けられる人(申請者)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域サロンを運営する予定の団体、及び代表者 ● 空き家の所有者、または法定相続人（賃貸借契約等を締結する場合）
助成を受けられる主な要件 ※右記要件をすべて満たすこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税の滞納がないこと ● 過去に本助成事業の助成金の交付を受けていないこと ● 高崎市内の業者が改修工事を行うこと ● 本助成金の交付決定後に着手する工事であること（工事着手済、もしくは完了している場合は申請できません） ● 2月末までに市に完了報告書を提出できること
助成金額	助成対象経費に3分の2を乗じて得た額、上限額は500万円 ※交付決定後の増額はできません

<助成制度の手続きの流れ>



※要件の詳細や受付状況に関しては、建築住宅課までお問い合わせください。

※事業内容などを審査し、助成の可否を決定しますので決定まで時間がかかります。

注意事項

(対象となる空き家等について)

- 登記事項証明書又は固定資産税の納税通知書等に記載されている建築物の種類が「住宅」等であるものが対象となります（不動産登記されておらず、市の固定資産税台帳にも登録がない家屋は助成の対象となりません）
- 一戸建て住宅の空き家が対象となります（集合住宅等は対象となりません）
- 過去1年間空き家であることを確認する書類としてガス・電気・水道の廃止が確認できるものが必要となります。（ただし住民票などの情報により、空き家であることが明確な場合、提出は不要となる場合があります。また、最後に居住されていた方が病院や施設等に入院・入所されていた場合は入院・入居の証明書により空き家であることを確認する場合があります）
- 居住者が退去後、物置又は倉庫等として利用していた場合、対象となりません
- 過去に本助成事業の助成金の交付を受けた空き家の同一敷地内にある空き家については交付を受けることはできません（その所有者が異なる場合も、同様に本助成金の交付を受けることができません）

(申請者及び対象となる事業について)

- 「申請者」、「見積書の宛て名」、「領収書の宛て名」、「助成金振込み先の口座」はすべて同一人物の名義である必要があります
- 以下に該当するものは対象となりません
 - ・ 宗教活動、政治活動、選挙活動、社会運動を行うサロン
- 正当な理由なく継続的な運営ができなかったとき、もしくは改修した建築物を別のものに貸し付けたり、売却したりしたときは助成金の返還を求めます

(改修工事について)

- 他の助成金等の対象となる場合は助成の対象となりません
- 市内業者は見積書及び領収書の住所を高崎市で表記できるものであり、申請者の親族が代表を務めるものを除きます
- 本助成金の支払いは完了報告後のため、一時的に申請者が工事代金を全額負担することになります（本助成金の事前支払いは不可）
- 以下の工事は対象となりません
 - ・ サロンの運営に不要と思われる工事（理由がある場合個別相談）
 - ・ 一般的な市場価格より明らかに高額と思われる工事
 - ・ 申請者、申請団体が直接行う工事（備品の購入等を含む）
 - ・ 別棟の車庫や物置等の工事、外構工事、浄化槽・給排水等の外回りの工事

(その他)

- 改修及びその後の運営にあたって、各種法令について遵守してください（本助成金の申請前に必ず市建築住宅課及び関連部署へ事前相談を行い、関連部署との相談内容を記録しておいてください）
- 改修後、固定資産税及び都市計画税が増額となる場合があります
- 現地調査の際に職員が敷地内に立ち入る場合があります
- 運営開始後は、市が広報等を通じて行う本事業等の広報活動に協力してください

○申し込み時（事前相談時）に必要な書類

		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	<input type="checkbox"/>	申請書 ※様式あり	
	<input type="checkbox"/>	誓約書 ※様式あり	
	<input type="checkbox"/>	事業計画書 ※様式(任意)あり	いずれも事前相談時に必要 団体概要書は、概要書、規約会則等、会員名簿など
	<input type="checkbox"/>	団体概要書 ※様式(任意)あり	
	<input type="checkbox"/>	運営計画書 ※様式(任意)あり	
	<input type="checkbox"/>	施工業者からの見積書	工事の内訳明細が確認でき、業者の住所表記が高崎市内であり、見積書の宛て名が申請者となっていること
	<input type="checkbox"/>	施工前の写真	外観、施工箇所各所
	<input type="checkbox"/>	空き家等の見取り図又は平面図	手書きでも可、施工前の写真の撮影位置を図面上に記入
	<input type="checkbox"/>	同意書	
<input type="checkbox"/>	空き家化の経緯報告書※様式あり		
該当する場合のみ必要な書類	<input type="checkbox"/>	空き家化の経緯報告書の内容を証明する書類	住民票等から空き家であったことを確認することが出来ない場合(施設等の入所日がわかるものなど)
	<input type="checkbox"/>	委任状	申請手続きを代理人が行う場合
	<input type="checkbox"/>	戸籍謄本等	相続関係の確認で提出をお願いする場合があります

○工事が終わったら必要な書類

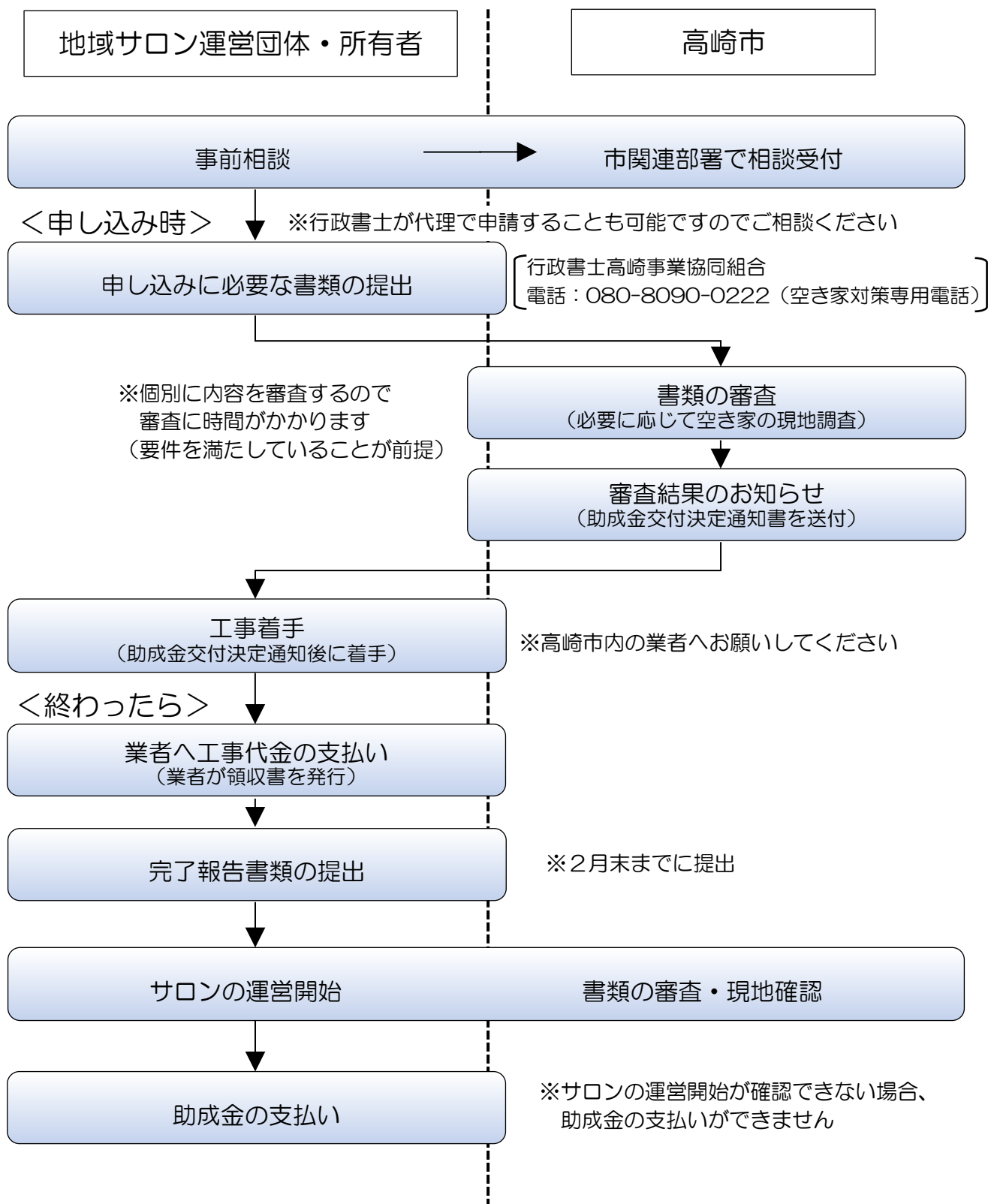
		書類名	条件等
申請者全員 必要な書類	<input type="checkbox"/>	完了報告書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	<input type="checkbox"/>	工事完了写真	施工前の写真と同じ位置から撮影
	<input type="checkbox"/>	領収書の写し	業者の住所表記が高崎市内であり、領収書の宛て名が申請者となっていること
	<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書又は売買契約書の写し	
	<input type="checkbox"/>	請求書 ※様式あり	交付決定通知書と同時に申請者へ送付します
	<input type="checkbox"/>	通帳の写し	申請者名義の通帳

○お願い

必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますのでご了承ください

高 崎 市

～ 制度 4. 地域サロン改修助成金 手続きの流れ ～



お問合せ先、受付窓口

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築住宅課 (9F)

電話 : 027-321-1314 FAX : 027-328-8990

メールアドレス : kenchiku-juutaku@city.takasaki.gunma.jp

業務時間 平日 AM8 時 30 分～PM5 時 15 分